

○農林水産省告示第484号

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第150条の3の3第1項及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第47条の8第1項の規定に基づき、農作物共済の共済目的の種類等に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則を次のように定め、平成12年4月1日から施行する。

平成12年3月31日

農林水産大臣 玉沢 徳一郎

改正	平成15年 6月30日	農林水産省告示第 961号
〃	平成16年 1月30日	農林水産省告示第 149号
〃	平成18年11月 9日	農林水産省告示第 1520号
〃	平成23年 3月29日	農林水産省告示第 682号
〃	平成23年 8月31日	農林水産省告示第 1673号
〃	平成27年 9月25日	農林水産省告示第 2155号

特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則

- 1 農業災害補償法（以下「法」という。）第150条の3の3第1項の基準生産金額は、農作物共済の共済目的の種類等（法第106条第1項第1号の農作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごと、農作物の年産ごと及び組合員等（法第12条第1項の組合員等をいう。以下同じ。）ごとに定めるものとし、その金額は、原則として過去5年間ににおける当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る農業協同組合等が加工若しくは販売の委託を受け、若しくは売渡しを受けた収穫物の数量及び価格に関する資料（水稻については、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第13条第1項の検査証明書を含む。以下「出荷資料」という。）又は当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物に係る実測の方法により確認した収穫物の数量及び品位に関する資料（以下「実測資料」という。）に基づき算出される当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物等に係る産地別銘柄ごとの単位当たり生産金額に、当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に係る農作物の産地別銘柄ごとの栽培面積をそれぞれ乗じて得た金額を合計した金額とする。
- 2 農業災害補償法施行規則（以下「規則」という。）第47条の8第1項の基準収穫量は、農作物共済の共済目的の種類等ごと、農作物の年産ごと及び組合員等ごとに定めるものとし、その数量

は、原則として過去５年間に於ける当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に於る農作物に於る出荷資料又は実測資料に基づき算出される当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に於る農作物に於る産地別銘柄ごとの単位当たり収穫量に当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に於る農作物に於る産地別銘柄ごとの品質指数を乗じて得た数量に、当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に於る農作物に於る産地別銘柄ごとの栽培面積を乗じて得た数量を合計した数量とする。

- 3 前項の品質指数は、原則として過去５年間に於ける当該組合員等の当該農作物共済の共済目的の種類等に於る農作物に於る出荷資料又は実測資料に基づき産地別銘柄ごとに算出される品質の程度に於て組合等（法第12条第３項の組合等をいう。以下同じ。）の定める指数とする。
- 4 組合等は、法第150条の３の３第１項の基準生産金額又は規則第47条の８第１項の基準収穫量を定めるに当たり必要があるときは、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター、沖縄総合事務局農林水産部その他国の関係機関の助言等を受けるものとする。